

設計業務共通仕様書

設計業務共通仕様書目次

第1章 総 則

第1-1条	(適用)	66
第1-2条	(用語の定義)	66
第1-3条	(業務の着手)	68
第1-4条	(設計図書の支給及び点検)	68
第1-5条	(監督員)	68
第1-6条	(管理技術者)	68
第1-7条	(照査技術者及び照査の実施)	69
第1-8条	(担当技術者)	69
第1-9条	(提出書類)	70
第1-10条	(打合せ等)	70
第1-11条	(業務計画書)	70
第1-12条	(資料の貸与及び返却)	71
第1-13条	(関係官公庁への手続き等)	71
第1-14条	(地元関係者との交渉等)	71
第1-15条	(土地への立入り等)	72
第1-16条	(成果物の提出)	72
第1-17条	(関連令及び条例の遵守)	72
第1-18条	(検査)	73
第1-19条	(修補)	73
第1-20条	(条件変更等)	73
第1-21条	(契約変更)	73
第1-22条	(履行期間の変更)	74
第1-23条	(一時中止)	74
第1-24条	(委託者の賠償責任)	74
第1-25条	(受託者の賠償責任)	75
第1-26条	(部分使用)	75
第1-27条	(再委任)	75
第1-28条	(成果物の使用等)	75
第1-29条	(守秘義務)	76
第1-30条	(個人情報取扱)	76
第1-31条	(安全等の確保)	77
第1-32条	(臨機の措置)	78
第1-33条	(履行報告)	78
第1-34条	(屋外で作業を行う時期及び時間の変更)	78

第2章 設計業務

第2-1条	(使用する技術基準等)	78
第2-2条	(現地踏査)	78
第2-3条	(設計業務の内容)	78
第2-4条	(設計業務の条件)	79
第2-5条	(設計業務の成果)	80

・ 主要仕様書・技術基準・参考図書一覧	86
・ 設計明細書の単位及び数位	89

設計業務共通仕様書

第1章 総 則

第1-1条 (適用)

設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部が実施する農業農村整備事業の設計業務及びこれに類する業務（以下「設計業務等」という。）を実施する場合、熊本県公共工事関係業務等委託契約約款（以下「約款」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

- 2 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面又は共通仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受託者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。
- 5 本業務において使用する計量単位は、国際単位系（SI）によるものとする。

第1-2条 (用語の定義)

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「委託者」とは、熊本県知事又はその職務代理者をいう。
- (2)「受託者」とは、設計業務等の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- (3)「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、約款第9条第1項に規定する者をいう。
- (4)「検査員」とは、設計業務等の完了の検査に当たって、約款第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5)「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、約款第10条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6)「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、約款第11条第1項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (7)「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受託者が定めた者をいう。
- (8)「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で特記仕様書で規定するもの又は委託者が承諾した者をいう。
- (9)「契約図書」とは、約款及び設計図書をいう。
- (10)「約款」とは、「熊本県公共工事関係業務委託契約約款」（平成24年1月10

日告示第15号)をいう。

- (11)「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、質問回答書をいう。
- (12)「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸条件を含む）を総称していう。
- (13)「共通仕様書」とは、設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (14)「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (15)数量総括表とは、設計業務等に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (16)「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (17)「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (18)「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (19)「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (20)「通知」とは、委託者又は監督員が受託者に対し、又は受託者が委託者又は監督員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (21)「報告」とは、受託者が監督員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22)「申し出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (23)「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (24)「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (25)「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (26)「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (27)「提出」とは、受託者が監督員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (28)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
なお、電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。
- (29)「成果物」とは、受託者が契約図書に基づき履行した設計業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (30)「検査」とは、契約図書に基づき、検査員が設計業務等の完了を確認すること

をいう。

(31)「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

(32)「修補」とは、委託者が検査時に受託者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。

(33)「協力者」とは、受託者が設計業務等の遂行に当たって、再委託等する者をいう。

(34)「使用人等」とは、協力者又はその代理人、もしくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

第1-3条 (業務の着手)

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

第1-4条 設計図書の支給及び点検

受託者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

2 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

3 監督員は、必要と認めた場合には、受託者に対し、図面（構想設計や基本設計）又は詳細図面（実施設計）等を無償で貸与又は追加支給するものとする。

第1-5条 (監督員)

委託者は、設計業務等における監督員を定め、約款第9条第1項の規定により受託者に通知するものとする。

2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3 約款の規定に基づく監督員の権限は、約款第9条第2項に規定した事項である。

4 監督員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者は、その指示等に従わなければならない。監督員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

第1-6条 (管理技術者)

受託者は、設計業務等における管理技術者を定め、委託者に通知しなければならない。

2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行わなければならない。

- 3 管理技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技師（地理情報システムに関する業務に限る）、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（業務に該当する部門）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4 管理技術者に委任できる権限は、約款第10条第2項に規定した事項とする。
ただし、受託者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、委託者に書面をもって報告しなければならない。その報告がない限り、管理技術者は受託者の一切の権限（約款第10号第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、委託者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5 管理技術者は、監督員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6 管理技術者は、第1-7条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

第1-7条（照査技術者及び照査の実施）

受託者は、委託者が設計図書において照査の定めがある場合には、設計業務等における照査技術者を定め委託者に通知しなければならない。

- 2 照査技術者は、設計業務等の履行に当たり、技術士（総合技術管理部門（業務に該当する科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいは、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）（業務に該当する部門）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、署名押印のうえ管理技術者に提出しなければならない。

第1-8条（担当技術者）

受託者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）

- 2 担当技術者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。

第1-9条（提出書類）

受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。

ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督員に関する措置請求に係る書類は除く。

2 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。

ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3 受託者は、業務委託料が100万円以上の業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、監督員の確認を受けた後、土曜日、日曜日、祝日等を除く下記期間内に関東農政局土地改良技術事務所 AGRIS センター（以下「AGRIS センター」という。）に登録申請をしなければならない。

- ① 当初契約時：契約後10日以内
- ② 登録内容変更時：変更があった日から10日以内
- ③ 業務完了時：業務完了後10日以内

第1-10条（打合せ等）

設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録書に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録書を作成するものとする。

2 管理技術者等と監督員は、設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受託者が打合せ記録書に記録し相互に確認しなければならない。

3 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

第1-11条（業務計画書）

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画

- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) その他

なお、受託者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、定められた内容に基づいた照査計画を作成し記載するものとする。

- 3 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 受託者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1-12条 （資料の貸与及び返却）

監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受託者に貸与するものとする。

- 2 受託者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに監督員に返却しなければならない。
- 3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い紛失又は損傷してはならない。万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複製してはならない。

第1-13条 （関係官公庁への手続き等）

受託者は、設計業務等の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合には、速やかに行なわなければならない。

- 2 受託者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議しなければならない。

第1-14条 （地元関係者との交渉等）

約款第13条に定める地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は監督員が行うものとするが、受注者は、監督員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受託者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、監督員

に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

4 受託者は、設計業務等の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。

5 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要性が生じた場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

なお、変更に要する期間及び経費は、委託者と協議のうえ定めるものとする。

第1-15条 (土地への立入り等)

受託者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合には、約款第14条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受託者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者又は占有者の許可は委託者が得るものとするが、監督員の指示がある場合は受託者は、これに協力しなければならない。

3 受託者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは監督員と協議により定めるものとする。

4 受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第1-16条 (成果物の提出)

受託者は、設計業務等が完了した場合には、設計図書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は、照査報告書を含む。)を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示に対して同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

3 成果物は、原則として「熊本県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づいた電子データにより提出するものとする。

第1-17条 (関連法令及び条例の遵守)

受託者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1-18条 (検査)

受託者は、約款第32条第1項の規定に基づき、業務完了通知書を委託者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備が全て完了し、監督員に提出していなければならない。

2 委託者は、設計業務等の検査に先立って受託者に対して検査日を通知するものとする。この場合、受託者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

3 検査員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

(1) 設計業務等成果物の検査

(2) 設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第1-19条 (修補)

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。

2 受託者は、検査員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

3 検査員が修補の指示をした場合、修補の完了の確認は、検査員の指示に従うものとする。

第1-20条 (条件変更等)

約款第19条第1項(五)に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第30条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合の他、委託者と受託者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 監督員が受託者に対して約款第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1-21条 (契約変更)

委託者は、次の各号に掲げる場合において、設計等業務の委託契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 監督員と受託者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合

(4) 約款第31条の規定に基づき、委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

(1) 第1-20条の規定に基づき、監督員が受託者に指示した事項

- (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) 委託者又は監督員と受託者との協議で決定された事項

第1-22条 (履行期間の変更)

委託者は、受託者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。

- 2 委託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更は行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 受託者は、約款第23条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
- 4 約款第24条に基づき委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1-23条 (一時中止)

委託者は、約款第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という」）による設計業務等の中断については、第1-31条の規程に基づき、受託者は適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受託者、使用人等並びに監督員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、委託者が必要と認めた場合。
- 2 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
 - 3 前2項の場合において、受託者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督員の指示に従わなければならない。

第1-24条 (委託者の賠償責任)

委託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行うものとする。

- (1) 約款第28条に規定する一般的損害、約款第29条に規定する第三者に及ぼし

- た損害について、委託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 委託者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1-25条 (受託者の賠償責任)

受託者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第28条に規定する一般的損害、約款第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、受託者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第41条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合
- (3) 受託者の責により損害が生じた場合

第1-26条 (部分使用)

委託者は、次の各号に掲げる場合には、約款第34条の規定に基づき、受託者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受託者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を委託者に提出しなければならない。

第1-27条 (再委託等)

約款第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託等することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託等に当たっては、委託者の承諾を必要としない。

3 受託者は、前2項に規定する業務以外の再委託等に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

4 受託者は、設計業務等を再委託等に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者が、熊本県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合には、熊本県の指名停止期間中に再委託等してはならない。

第1-28条 (成果物の使用等)

受託者は、約款第6条第5項の定めに従い、委託者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

2 受託者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第8条に基づき委託者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に委託者の承諾を受けなければならない。

第1-29条 (守秘義務)

受託者は、約款第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を第1-11条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受託者は、当該業務に関しては委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う業務は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、委託者の許可なく複製しないこと。
- 6 受託者は、当該業務完了時に、委託者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7 受託者は、当該業務の遂行において、貸与された委託者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用に認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに委託者に報告するものとする。

第1-30条 (個人情報の取扱い)

委託者及び受託者は個人情報の取り扱いに際しては、個人の権利利益を保護するため、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及びその他個人情報に関する法令を遵守するとともに、受託者は個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理を行い、業務を履行しなければならない。

個人情報とは、個人に関する情報で氏名、生年月日、住所、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。

- 2 受託者は、本業務により取得した個人情報（受託者から貸与を受けた個人情報を含む。以下「取得個人情報等」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
- 3 受託者は、本業務を実施するために取得する個人情報については、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で適正かつ公平な手段で取得しなければならない。
- 4 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を本業務の実施上の目的以外のいかなる目的のために自ら使用し、又は提供してはならない。契約が終了（解除の場合を含む）した後においても同様とする。
- 5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等を複写し、又は複製してはならない。

- 6 受託者は、委託者の指示又は承諾がある時を除き、取得個人情報等については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う業務を再委託等してはならない。
- 7 受託者は、取得個人情報等の漏洩、滅失又はき損等の事案発生または発生のおそれがあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、適切な措置を講じなければならない。
- 8 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、取得個人情報等及びその複製物、複製物について契約の終了後（解除の場合を含む）速やかに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が廃棄又は消去を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- 9 受託者は、取得個人情報等の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。また、委託者は、受託者における取得個人情報等の管理状況について随時、受託者に対して取得個人情報等の取扱いについて報告を求め、又は調査することができるものとする。

第1-31条 （安全等の確保）

- 受託者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
 - 3 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 4 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。
 - 5 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受託者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - 6 受託者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。
 - 7 受託者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受託者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合には、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1-32条（臨機の措置）

受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受託者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

2 監督員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1-33条（履行報告）

受託者は、契約約款第16条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

第1-34条（屋外で作業を行う時期及び時間の変更）

受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

2 受託者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。

第2章 設計業務

第2-1条（使用する技術基準等）

受託者は、業務の実施に当たって、最新の主要仕様書、技術基準、参考図書並びに特記仕様書に基づいて行わなければならない。

なお、使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得なければならない。

第2-2条（現地踏査）

受託者は、設計業務等の実施に当たり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。

第2-3条（設計業務の内容）

設計業務とは、第1-12条に定める貸与資料及び第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を用いて、構想設計、基本設計、実施設計あるいは補足設計を行うことをいう。

2 構想設計とは、地形図、地質資料、現地調査結果、設計事例、経験等に基づき概略設計によるタイプの検討、標準図の作成、概略数量計算、概算工事費の算定など

- を行うもので、あわせて今後の調査設計の指針を確立するために行う設計をいう。
- 3 基本設計とは、調査、試験等基礎資料が概略整備された段階において、標準断面による構造計算、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、数量計算、概算工事費の算定など、予備的な設計を行うもので、あわせて実施設計の設計方針を確立するための設計をいう。
 - 4 実施設計とは、調査、試験等基礎資料が整備された段階において、詳細な構造計算・水理計算に基づく、平面図、縦横断面図、構造物等の詳細図、数量計算、施工計画、概算工事費の算定など詳細な設計を行うもので、工事実施に必要な設計をいう。
 - 5 補足設計とは、追加調査結果等により、工事実施のための細部設計を行い、実施設計を補足するために行う設計をいう。

第2-4条 (設計業務の条件)

受託者は、業務の着手に当たり、第1-12条に定める貸与資料、第2-1条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督員の承諾を得なければならない。また、受託者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

なお、設計上調査や他省庁協議等が必要な場合は、申し出なければならない。

- 2 受託者は、現地調査あるいは資料収集を実施する場合には、第1-12条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督員の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、前項2において、第1-12条の貸与資料と相違する事項が生じた場合には、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督員と協議しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書および第2-1条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合には、使用する理論、公式等について、理由を付して監督員の承諾を得なければならない。
- 5 受託者は、設計に当たって特許工法等、特殊な工法を使用する場合には、監督員の承諾を得なければならない。
- 6 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品又はこれと同等品以上とするものとする。
- 7 受託者は、設計計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記しなければならない。
- 8 受託者は、設計に当たって、建設副産物の発生、抑制、経済性等を考慮した再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。
- 9 受託者は、電子計算機によって設計計算を行う場合には、プログラムと使用機種について事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 10 受託者は、設計に当たって、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

1 1 受託者は、構想設計及び基本設計における比較案の提案、もしくは、構想設計における比較案を基本設計において評価、検討する場合には、新技術関連情報（社団法人農業農村整備情報総合センター）や新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法等を積極的に活用するための検討を行うものとする。

また、受託者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術関連情報（社団法人農業農村整備情報総合センター）や新技術情報提供システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法等を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

1 2 受託者は、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月法律第110号）に基づき、エコマテリアル（自然素材、リサイクル資材等）の使用をはじめ、現場発生材の積極的な利活用を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

1 3 受託者は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」（平成12年5月法律第100号）に基づき、物品使用の検討にあたっては環境への負荷が少ない環境物品等の採用を推進するものとする。

1 4 受託者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）に基づき、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図るなど適切な設計を行うものとする。

1 5 受託者は、工事コストの縮減や施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善を図るため、形状、構造、使用材料、施工方法等について、コスト縮減に配慮した設計を行わなければならない。

第2-5条 （設計業務の成果）

受託者は、成果の内容について、次の各号により取りまとめなければならない。

（1）設計業務成果概要書

設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。

（2）設計計算書等

計算項目は、特記仕様書によるものとする。

（3）設計図面

設計図面の大きさは、「熊本県電子納品運用ガイドライン(案) 熊本県土木部・農林水産部 平成22年4月」で準拠することとしている「電子化図面データの作成要領(案) 平成17年4月 農林水産省」によるものとし、A1（594mm×841mm）を標準とする。

（4）数量計算書

数量計算は、「平成23年度 土地改良工事数量算出要領(案)（農林水産省農村振興局）」及び「農林水産省 土地改良工事積算基準（土木工事） 平成23年度」に準拠して行い、工種別、区間別に取りまとめるものとする。

ただし、構想設計及び基本設計については、特記仕様書に定めのある場合を除

き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。

(5) 数量総括表

(4) の数量計算で求めた数量は、別紙「設計書明細数量の単位及び数位」に示す数位に四捨五入し、数量総括表として整理することとする。

数量総括表の構成は、農林水産省農村振興局の「工事工種の体系化」に基づくものとする。

なお、「設計書明細数量の単位及び数位」や「工事工種の体系化」に記載のない工種の取扱いについては、監督員と協議するものとする。

(6) 概算工事費

概算工事費の算定に用いる単価は、監督員との協議によるものとする。

(7) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工に当たって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械
- (ハ) 施工方法 (ニ) 施工管理
- (ホ) 仮設計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(8) 現地踏査結果

受託者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめなければならない。

(9) 施工上特に注意を要するもの（支障電柱、地下埋設物、その他制約条件）については、設計図面等に必要な処理事項を示し記載するものとする。

(10) 工事に使用する材料等を図面や特記仕様書に記載する場合は、原則として設計上必要となる品質等を表示し、メーカーが特定されることのないように留意しなければならない。

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

平成24年3月1日 現在

現在

名 称		制改定 年月日	発行所等 (問合せ先)	電話番号	備考
仕 熊 本 県 様 本 書	農業土木工事共通仕様書	H22.4	熊本県HPから ダウンロード	-	
	農業土木工事施工管理基準	H19.7			
	調査・測量・設計業務共通仕様書	H23.4			
省 農 林 水 産 様 本 書	土木工事共通仕様書	H23.4	農林水産省HP からダウンロード	-	
	施設機械工事等共通仕様書	H23.4			
	調査・測量・設計業務共通仕様書	H23.4			
	土木工事施工管理基準	H23.4			
土 地 改 良 事 業 計 画 設 計 基 準	設計 海面干拓	S41.3	(社)農業農村工 学会	03-3436-3418	
	設計 水利アスファルト工(前編)	S42.2			
	設計 水利アスファルト工(後編)	S45.6			
	設計 水路トンネル	H8.10			
	設計 水路工	H13.2			
	設計 ダム	H15.4			
	設計 設計 農道	H17.3			
	計画 水温・水質	S42.11			
	計画 河口改良	S42.11			
	計画 農地開発開畑	S52.1			
	計画 農地保全	S54.7			
	計画 水質障害対策	S55.8			
	設計 土層改良	S59.1			
	計画 農業用水 水田	H5.5			
	計画 農業用水 水田(参考資料)	H20.3			
	計画 農業用水 畑	H9.6			
	計画 農業用水 畑 追補	H20.3			
	計画 ほ場整備 水田	H12.1			
	計画 ほ場整備 水田 追補	H19.3			
	計画 ほ場整備 水田 追補2	H20.3			
	計画 暗きょ排水	H12.11			
	計画 農道	H13.8			
	計画 農道 追補	H19.3			
	計画基準 農地地すべり防止対策	H16.3			
計画基準 開墾	S31.12				
計画基準 海面干拓	S27.12				
計画基準 湖沼干拓	S31.12				
計画基準 埋立	S31.12				
及 計 地 運 用 解 説 基 準	設計 ポンプ場	H18.3			
	設計 頭首工	H20.3			
	設計 パイプライン	H21.3			
	計画 排水	H18.3			
	計画 排水 追補	H20.3			
計画 ほ場整備 畑	H19.4				
土 地 改 良 指 針 事 業	マイクロかんがい	H6.4			
	農地開発(改良山成畑工)	H4.5			
	防風施設	S62.9			
	畑地帯集水利用	H2.4			
	農村環境整備	H9.2			
農村環境整備 追補	H14.1				
基 施 土 地 改 良 管 理	ダム編	H16.3			
	排水機場編	H20.9			
	頭首工編	H9.11			
	用水機場編	H12.7			
設 事 土 地 指 針 改 良	ファームポンド	H11.3			
	ため池整備	H18.2			
	頭首工の魚道	H14.10			
	土地改良施設 耐震設計の手引き	H16.3			

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

平成24年3月1日 現在

現在

名 称		制改定 年月日	発行所等 (問合せ先)	電話番号	備考	
環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き			(社)農業農村工 学会	03-3436-3418		
第1編「基本的な考え方・水路整備」		H16.12				
第2編「ため池整備 農道整備 移入種」		H16.12				
第3編「ほ場整備(水田・畑)」		H16.10				
環境との調和に配慮した事業実施のための調査・設計の手引き						
生態系配慮の技術指針		H19.3				
農業農村整備における景観配慮の手引き		H19.6				
技術 指 針	水管理 制御方式	計画設計編	H14.3	(社)農業土木 事業協会	03-3434-5437	
		畑地かんがい編	H15.3			
	鋼構造物 計画設計	水門扉編	H21.11			
		除塵設備編	H13.11			
		小型水門扉編	H22.3			
	ゴム引布製起伏堰施設技術指針(H19年3月版)		H19.3			
	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計		H19.4			
バルブ設備計画設計		H14.8				
農業水利施設機能保全の手引き		H19.8				
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き		H18.11				
鉄筋コンクリートフリーム規格		H14.6				
電気設備計画 設計技術指針	(特別高圧編)	H20.10	(社)農業土木 機械化協会	03-3434-5827		
	(高低圧編)	H19.10				
施設機械工事等施工管理基準		H19.7				
土地改良事業用無線等通信の手引		H19.3				
水管理制御方式技術指針(計画・設計編)		H14.3				
電気設備標準機器仕様書		H14.3				
橋 梁	道路橋示方書			(社)日本道路協 会	03-3581-2211	
	I 共通編・II 鋼橋編		H24.3			
	I 共通編・コンクリート橋編		H24.3			
	I 共通編・IV 下部構造編		H24.3			
	V 耐震設計編		H24.3			
	鋼道路橋塗装・防食便覧		H17.12			
	鋼道路橋塗装・防食便覧資料集		H22.9			
	鋼道路橋設計便覧(昭和55年改訂版)		S55.8			
	鋼道路橋施工便覧		S60.2			
	コンクリート道路橋設計便覧		H6.2			
	コンクリート道路橋施工便覧		H10.1			
舗 装	杭基礎設計便覧(平成18年度改訂版)		H19.1			
	杭基礎施工便覧(平成18年度改訂版)		H19.1			
	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)		H4.12			
	舗装調査・試験法便覧		H19.6			
	舗装の構造に関する技術基準・同解説		H13.9			
	舗装設計施工指針		H18.2			
	舗装施工便覧		H18.2			
道 路 土 工	舗装再生便覧(平成22年版)		H22.11			
	舗装設計便覧		H18.2			
	道路土工要綱		H21.6			
	盛土工指針(平成22年度版)		H22.4			
	切土工・斜面安定工指針		H21.6			
	カルバート工指針(平成21年度版)		H22.3			
	仮設構造物工指針		H11.3			
	土質調査指針		S61.11			
	施工指針		S61.11			
	軟弱地盤対策工指針		S61.11			
	排水工指針		S62.6			
擁壁工指針		H11.3				
落石対策便覧		H12.6				

主要仕様書・技術基準・参考図書一覧

平成24年3月1日 現在

現在

名 称		制改定 年月日	発行所等 (問合せ先)	電話番号	備考
交通工学	道路照明施設設置基準・同解説	H19.10	(社)日本道路協会	03-3581-2211	
	道路標識設置基準・同解説	S62.1			
	視線誘導標設置基準・同解説	S59.10			
	道路標識設置基準・同解説	S62.1			
	道路緑化技術基準・同解説	S63.12			
	道路反射鏡設置指針	S55.12			
	道路構造令の解説と運用	H16.2			
	防護柵の設置基準・同解説 平成20年改訂版	H20.1			
	車両用防護柵標準仕様・同解説 平成16年	H16.3			
トンネル	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	H20.10			
	道路トンネル観察・計測指針(平成21年改訂版)	H21.2			
	道路トンネル安全施工技術指針	H8.10			
	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	H15.11			
コンクリート 標準 示方書	設計編	2007年版	(社)土木学会	03-3355-3441	
	施工編	2007年版			
	ダムコンクリート編	2007年版			
	維持管理編	2007年版			
	規準編	2010年版			
舗装標準示方書	2007年版				
示ルト 方標 書準 ネ	山岳工法・同解説	2006年版			
	シールド工・同解説	2006年版			
	開削工法・同解説	2006年版			
水門鉄管 技術基準	(水門扉編)第5回改訂版	H19.9	(社)電力土木 技術協会	03-3432-8905	
	(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)第5回改訂版	H19.6			
土木施工管理関係法規集		改訂のつど差替	新日本法規出版(株)		
土木工事関係JIS要覧		改訂のつど差替			
管工事関係JIS要覧		改訂のつど差替			
鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事		H21.9	(社)日本鉄筋継手協会	03-3230-0981	
薬液注入工法の設計・施工指針		-	(社)日本グラウト協会	03-3816-2681	
のり枠工の設計施工指針		H18.11	(社)全国特定法面保護協会	03-3437-2588	
グラウンドアンカー設計施工基準・同解説		H12.3	(社)地盤工学会	03-3251-7661	
改定 解説・河川管理施設等構造令		H12.1			
同 技 術 基 準 防 砂 同 解 説	調査編	H9.10	(社)日本河川協 会監修	03-3238-9771	
	設計編[I]	H9.10			
	設計編[II]	H9.10			
	計画編	H17.11			

設計明細書の単位及び数値

工種	種別	明細計上数値及び単位		土地改良工事	土地改良工事	備考
				数量算出要領(案) 平成23年4月版	積算基準(土木工事) 平成23年度	
土工	掘削・切土・盛土(土砂類、岩類)	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	2-2	1-②~⑧	
	ダンプトラック運搬の運搬距離	0.1 km			1-⑨	
	法面整形工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	2-2	1-⑩	
共通工	かご工	1 m	10m未満は0.1m		2-①	
	ネットフェンス工	1 m	10m未満は0.1m	4-9	2-②	
	柵工	1 m	10m未満は0.1m		参2-⑫	積算参考歩掛
	コンクリートブロック積工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	4-5	17-⑫	市場単価
	コンクリートブロック張工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²		2-④	
	裏込工(ブロック積・ブロック張)	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³		2-⑤	
	胴込・裏込コンクリート工	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³		2-④	
	構造物取り壊し工	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	4-8	17-⑮	市場単価
	舗装版切断工(舗装版取壊し工)	1 m	10m未満は0.1m		2-⑫	
	舗装版破碎切削、取壊し工(舗装版取壊し工)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²		2-⑫	
	法面工(モルタル・コンクリート吹付工)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	4-2	17-⑬	市場単価
	法面工(法面芝付工、植生ネット工、植生基材吹付工等)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	4-3		市場単価
	吹付枠工	1 m	10m未満は0.1m	4-1	17-⑭	市場単価
	コンクリート矢板工	1 枚		4-4	2-⑱	
コンクリート工	基礎・裏込砕石工、基礎栗石工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	3-1	3-①	
	コンクリート	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	3-2	3-③	コンクリートポンプ車から作業範囲が30mを超える場合は、超えた部分の延長(全配管延長-30m)を、圧送管の組立・撤去延長として計上。
	圧送管延長(ポンプ車打設)	1 m	10m未満は0.1m			
	型枠	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	3-3	3-④	
	鉄筋工	0.01 t	0.1t未満は0.001t	3-5	17-①	市場単価
モルタル工	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³		参3-①	積算参考歩掛	
基礎工	既製杭工(RC杭、PHC杭、SC杭、鋼管杭、H形鋼杭)、場所打杭工	1 本		5-1	4-①	
	木杭打込み(人力、機械)	1 本			参4-①、②	積算参考歩掛
エブリューム類据付	フリューム、柵渠、大型水路、BOXカルハート、U型溝、ベンチフリューム類、自由勾配側溝据付工	0.1 m		6-1~3、5	17-⑪	・大型水路の適用範囲は、製品重量がL=1,000mmの場合で1,450kg超え7,000kg以下、L=2,000mmの場合で2,900kg超え7,000kg以下、 ・U型溝、ベンチフリューム類、自由勾配側溝は、市場単価。
	蓋板工	1 枚		6-9	17-⑪	市場単価
水路川工	コンクリート分水槽据付	1 ヶ所		6-7	5-⑧	
	サイド・アンダードレーン工	1 m	10m未満は0.1m	7-1	6-②	
	捨石工(表面均し)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	7-3	6-⑤	
消波工(消波ブロック)	1 個		6-⑥			
管水路工	管水路基礎	1 m ³	10m ³ 未満は0.1m ³	8-1	7-①	
	管類(RC管、PC管、FRPM管、DCIP管)布設	1 本		8-2	7-②~③、⑥~⑨	
	硬質塩化ビニール管布設	1 m	10m未満は0.1m		7-④~⑤	
	各種弁据付工、小バルブ類取付工	1 個			7-⑫~⑮	
道路工	区画線工	1 m	10m未満は0.1m	9-5	17-③	市場単価
	防護柵設置工(ガードレール類、ガードパイプ、横断・転落防止柵)	1 m	10m未満は0.1m		17-④~⑥	市場単価
	防護柵設置工(落石防止網工)	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	9-3	17-⑦	市場単価
	As・Co舗装工、路盤工、不陸整正工	1 m ²	10m ² 未満は0.1m ²	9-2	8-③~④	
	アスファルトカーブ設置	1 m	10m未満は0.1m		8-④	
	L型側溝	1 m	10m未満は0.1m	9-4	参7-②	積算参考歩掛
	道道路用境界ブロック据付	1 m	10m未満は0.1m	9-5	8-⑨	

設計明細書の単位及び数値

工種	種別	明細計上数値及び単位		土地改良工事	土地改良工事	備考
				数量算出要領(案) 平成23年4月版	積算基準(土木工事) 平成23年度	
ほ場整備工	整地工	0.01 ha		10-1	9-①	
	雑物除去	0.01 ha		10-3	参8-①	積算参考歩掛
	畦畔ブロック布設	1 m	10m未満は0.1m	10-4	参8-②	積算参考歩掛
	暗渠排水工	1 m	10m未満は0.1m	10-2	9-③	
復旧工	弾丸暗渠工	0.01 ha			9-④	
	耕地復旧掘削・埋戻	0.01 ha		14-1	14-②	
	耕地復旧(耕起)	0.01 ha		14-2	14-③	
農地造成工	畦畔復旧工	1 m	10m未満は0.1m	14-3	14-①	
	基盤造成(掘削散土)	1 m3	10m3未満は0.1m3	11-4	参9-①~②	積算参考歩掛
	リッパドーザ(耕起・深耕)	0.01 ha		11-5	10-⑥	
	土壤改良材散布	0.01 ha			10-⑧	
	石砂礫除去(人力)	0.01 ha			10-⑪	
	〃(機械)	1 m3	10m3未満は0.1m3		10-⑫	
仮設工	雑物除去	0.01 ha			10-⑭	
	土のう設置撤去	1 m3	10m3未満は0.1m3	16-1	15-①	
	水替工、締切排水工	1ヶ所		16-2	15-③~④	
	土留工(切梁・腹起し、タイロッド・腹起し)	0.01 t		16-5	15-⑦	
	たて込み簡易土留	1 m	10m未満は0.1m	16-6	15-⑧	
	足場工(鋼製足場)	1 掛m2	10掛m2未満は0.1掛m2	16-7	15-⑨	
	支保工	1 空m3	10空m3未満は0.1空m3	16-8	15-⑩	
	仮設道路工	1 m	10m未満は0.1m	16-17		
	土工用マット敷設	1 m2	10m2未満は0.1m2	16-9	15-⑪	
共通仮設工	パイプロハンマ工(鋼矢板・H形鋼)	1 枚		16-12	15-⑮	
		0.01 t				
	分解組立運搬費(重建設機械)	1 台			16-①	
土木部準用工種(参考)	輸送費(特殊機械)	0.1 台				
	〃(仮設材)	0.01 t				
	刈払、レーキ・ザ・抜根・排根	0.01 ha		11-1~3	10-①~③	対象:農地造成工
	集積	0.01 ha		11-2	参9-③	積算参考歩掛
P C 桁	コンクリート	1 m3	10m3未満は0.1m3			
	鉄筋	0.1 t	1t未満は0.001t			
	PC鋼材	0.1 t	1t未満は0.001t			
	ケーブル組立	1 m	10m未満は0.1m			
	伸縮継手	0.1 m				
	ゴム支承材料	0.1 m2				
	桁製作台	1 m	10m未満は0.1m			
	養生工	1 m2	10m2未満は0.1m2			
	グラウト工	1 m	10m未満は0.1m			
アン カー 工	緊張工	1 組				
	削孔工	1 m	10m未満は0.1m			
	アンカー鋼材	1 m	10m未満は0.1m			
	シール注入パイプ	1 m	10m未満は0.1m			
	注入モルタル	0.1 m3				
	防錆材	0.01 t				

※ 上記表の種別は、原則として「土地改良工事積算基準(土木工事) 平成23年度」に準じて分類しているが、「土地改良工事数量算出要領(案) 平成23年4月版」の項目や「積算システム(RIESA)」の施工単価区分等を考慮して一部変更している箇所がある。